

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（広域の取組） Q&A

最終更新日：令和5年4月28日

No	質問	回答
(1) 総論		
(1) -1	この事業ではどのような取組を支援してもらえますか。	<p>今般の物価高騰によって、こども食堂やこども宅食の運営に影響及び支障が生じていることから、その活動支援の拡充・強化を行います。こども食堂等の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶ、こども宅食は地域食文化の継承や日本型食生活の実践など食育活動の場として重要です。また、地元食材や栄養バランスに関する知識を学ぶ食育を普及するため、学校における食育支援を強化します。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域での食育の取組 <ol style="list-style-type: none"> ① 共食の場における食育活動 ② 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援 ③ 農林漁業体験の機会の提供（※） 2. 学校における食育の取組 <ol style="list-style-type: none"> ① 学校給食における地場産物等活用の促進 ② 和食給食の普及 ③ 農林漁業体験の機会の提供（※） <p>※農林漁業体験機会の提供のみで事業実施計画を策定することはできません。農林漁業体験機会の提供は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共食の場における食育活動 ・ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援 ・ 学校における食育の取組における地場産物等活用の促進 ・ 和食給食の普及 <p>と組み合わせることで事業実施計画を策定することができます。</p> <p>また、いずれの取組においても食中毒予防や新型コロナウイルス感染症予防等、衛生面にご留意のうえ事業の実施をお願いします。</p> <p>（食中毒から身を守るには）</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/ （新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします）</p> <p>https://corona.go.jp/proposal/pdf/kansenboushi_blue_20220120.pdf</p>
(1) -2	申請するためには、どのような要件がありますか。	<p>交付金を申請するに当たっては、対象の申請者と、要件があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の申請者は、 <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県 ② 市町村 ③ 民間団体等および特任団体 <p>※民間団体等…農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団</p>

No	質問	回答
		<p>法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人。</p> <p>※特任団体…法人格を有しない団体であって事務局が農林水産省消費・安全局長と協議の上、特に認める団体。</p> <p>2. 要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 代表者の定めがあること。 ② 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。 ③ 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 ④ 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 ⑤ 日本国内に所在し、交付事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 ⑥ 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
(1) -3	<p>回答(1) -2の「1. 対象の申請者 ③民間団体等」に記載のある特に認める団体になるためには、どのような資料を提出すればいいのでしょうか。</p>	<p>特に認める団体については、以下についてわかる資料の提出が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主たる事務所の定めがあること。 ② 代表者の定めがあること。 ③ 定款、組織規定、経理規則等の組織運営に関する規程又はそれに準じたものがあること。 ④ 年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。
(1) -4	<p>本事業での目標とは具体的にどのようなものでしょうか。</p>	<p>本事業での目標とは、第4次食育推進基本計画に定められた目標のうち農林水産省関係の以下の①から⑥となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。 ② 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。 ③ 農林漁業体験を経験した国民を増やす。 ④ 学校給食における地場産物等を活用した取組等を増やす。 ⑤ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。 ⑥ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

No	質問	回答
		す。
(1) -5	申請書の書き方を教えてください。	近日中に事業ホームページに記載例を掲載予定です。掲載まで今しばらくお待ちください。なお、詳細につきましては、事務局お問い合わせ先までご連絡ください。
(1) -6	交付額は「定額」となっていますが、定額とは何でしょうか。	定額とは、あらかじめ定められた範囲内で、交付対象経費の全額を交付することです。 1 間接交付事業者当たりの交付金額の上限 3,000 万円まで交付することが可能です。なお、食材費は、上限額を設けていますので、以下(1)-7をご確認ください。
(1) -7	各事業メニューにおける食材費（教材費）の交付金の上限額について教えてください	食材費（教材費）の交付金の上限額は、以下のとおりです。 ① 共食の場の提供 ・ 1 間接交付事業者当たりの交付金の上限額 300 万円 ・ 参加者 1 人当たりの交付金の上限額（1 開催あたり） 1,000 円 ② それ以外の各事業メニュー ・ 1 間接交付事業者当たりの交付金の上限額 150 万円 ・ 参加者 1 人当たりの交付金の上限額（1 開催あたり） 1,000 円
(1) -8	「広域の取組」とは何を指していますか。	2 つ以上の都道府県で食育活動を行うということです。1 つの都道府県のみでの食育の取組は、支援の対象となりません。
(2) 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援		
(2) -1	食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援において、こども宅食が食材や弁当を配達する場合、どのような食育活動を行えばいいのでしょうか。	こども宅食は、食文化の保護・継承や日本型食生活の実践の食育活動の場として重要と考えています。間接交付事業者におかれましては事業実施計画で定めた目標が達成できるよう、創意工夫ある食育活動の取組をお願いします。 取組例は以下のとおりです。 ・ こどもたちが主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食生活を実践するために、栄養バランスのとれた食事メニューとなるよう、専門家の意見を聞きながらメニュー開発を行う。 ・ 単なる食料供給とならないよう、食材や弁当と一緒に食育に関する教材（パンフレットやチラシ等）を同封する等の工夫をし、こどもたちの食への理解が深まるような配慮をする。 なお、『日本型食生活のススメ』等のチラシが農林水産省のホームページに掲載されていますので、ぜひお役立てください。 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/zissen_navi/balance/style.html
(2) -2	こども食堂やこども宅食等を実施するために、以下の経費は支援の対象となりますか ・ 食材を支援する団体へ食材を取りに行く費用	こども食堂やこども宅食等のための運営費の支援は対象となりません。

No	質問	回答
	<p>(燃料代や人件費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来上がった弁当等を各家庭に配送する費用 <p>(燃料代や人件費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理の過程で必要となる電気・ガス・水道等の光熱費 	
(2) -3	<p>こども食堂やこども宅食等を実施するために、以下の消耗品の経費は支援の対象となりますか</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事提供時の紙皿・紙コップ・割り箸・簡易式フードパック(弁当容器)等の購入費用 新型コロナウイルス感染症予防のための消毒液・使い捨て手袋等の購入費用 調理の過程で必要となる食器用洗剤・ゴミ袋・ペーパータオル等の購入費用 	<p>支援の対象となります。</p>
(3) 農林漁業体験の機会の提供		
(3) -1	<p>農業体験等での講師へ謝金を支払うことは可能ですか。また、講師に図書カード等を配布する形で謝礼を渡すことは可能ですか。</p>	<p>農業体験等での講師へ謝金を支払うことは可能です。また、謝礼として講師に図書カードを配布することについては可能です。その場合、取組を行う間接交付事業者が作成する謝金支払規程等にその旨を明記していることが必要です。</p>
(4) 学校給食における地場産物活用の促進		
(4) -1	<p>学生が献立開発に関わった場合、参加した学生全員に謝礼として図書カードを配布する費用は支援の対象となりますか。</p>	<p>献立開発に関する支援については、謝金・旅費の対象は調理師及び講師に限定されています。学生の場合はどちらにも該当しないことから、謝礼として図書カードを配布することは支援の対象とはなりません。</p>
(4) -2	<p>学校給食における地場産物活用の促進の取組を行う場合、幼稚園・保育園での給食の献立開発は支援の対象となりますか。</p>	<p>学校給食が支援対象となっているため、幼稚園・保育園での給食は対象とはなりません。幼稚園や保育園の給食において、食文化の保護・日本型食生活の実践のための取組の場合、支援の対象になる場合があります。詳細については、事務局お問い合わせまでご連絡ください。</p>

No	質問	回答
(4) -3	献立開発に使う食材の全てが地場産物でないといけないのでしょうか	献立開発に使用する食材の全てが地場産物である必要はありません。献立開発にあたっては、子どもたちが地場産物に対し知識や理解が深められるよう配慮をお願いします。